

国分寺市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 5 月

国分寺市

目次

はじめに	- 1 -
1. 国分寺市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的	- 1 -
2. 市行動計画の改定概要	- 1 -
I. 総論	- 4 -
1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針	- 4 -
(1) 根拠	- 4 -
(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）	- 4 -
(3) 基本的考え方	- 4 -
(4) 対策の目的	- 4 -
(5) 発生段階等の考え方	- 6 -
(6) 対策実施上の留意点	- 8 -
2. 対策の基本項目	- 12 -
(1) 主な対策項目	- 12 -
3. 対策推進のための役割分担	- 12 -
II. 各論	- 18 -
1. 実施体制	- 18 -
(1) 準備期	- 18 -
(2) 初動期	- 19 -
(3) 対応期	- 20 -
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 22 -
(1) 準備期	- 22 -
(2) 初動期	- 23 -
(3) 対応期	- 24 -
3. まん延防止	- 25 -
(1) 準備期	- 26 -
(2) 初動期	- 26 -
(3) 対応期	- 27 -
4. ワクチン	- 29 -
(1) 準備期	- 30 -
(2) 初動期	- 34 -
(3) 対応期	- 36 -
5. 医療・保健	- 41 -
(1) 準備期	- 41 -

(2) 初動期.....	- 41 -
(3) 対応期.....	- 42 -
6. 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	- 42 -
(1) 準備期.....	- 42 -
(2) 初動期.....	- 44 -
(3) 対応期.....	- 44 -

はじめに

1. 国分寺市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機²において、国分寺市（以下「市」という。）は、市民・国・東京都（以下「都」という。）・事業者・医療従事者等と一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた³。

今般の国分寺市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんを持続可能なまちの実現を目指すものである。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事⁴には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

2. 市行動計画の改定概要

新型インフルエンザ⁵は、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイ

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

² 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態

³ 新型コロナウイルス感染症に対する国分寺市の対応経過（令和5年5月作成） 参照

⁴ 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第32条第5項の公示（新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言）がされるまでをいう。

⁵ トリやブタの世界から人の世界に入り、新たに人から人に感染するようになった

ルス⁶とウイルスの抗原性⁷が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック⁸）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症⁹の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性¹⁰が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等¹¹の

もの、またはかつて世界的規模で流行したインフルエンザで、その後流行することなく長期間が経過し、現在の国民が免疫を獲得していないインフルエンザ。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へと効率よく感染し、世界的流行（パンデミック）となるおそれがあるもの。

⁶ インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は更に、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

⁷ 人間が従来ウイルスと違うと認識できる違いの程度。この違いの程度が大きければ、従来ウイルスに対して既に持っている抗体が対応できないため、罹った場合に重症化する可能性が高くなる。

⁸ 感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

⁹ 人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

¹⁰ 新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、病原性ウイルスタンパクの産生能、宿主防衛機構の抑制力などを総合した表現。

¹¹ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態¹²措置¹³等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るために、平成25年4月に施行された。

特措法の施行に伴い、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等¹⁴の発生時における危機管理対応の規範とするべく、市では平成27年3月に市行動計画を策定した。

今回の市行動計画の改定は、令和6年7月に政府行動計画が、また、令和7年5月に東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）が抜本改定となったことを受け、抜本改定を行うものである。対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等¹⁵だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

¹² 特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態

¹³ 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

¹⁴ 特措法第2条第1号

¹⁵ 感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

I. 総論

1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(1) 根拠

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

- ① 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）
- ② 指定感染症（感染症法第6条第8項）（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（感染症法第6条第9項）（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

(3) 基本的考え方

市行動計画は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示し、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、市、市民等の役割や関係機関との連携を示し、加えて、市の地理的な条件、交通機関等の社会状況等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせた対策を目指す。

その他、市が必要と認める事柄については適宜定めることとする。

(4) 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。¹⁶

① 感染拡大を抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

○国が行うワクチン製造や都が行う医療提供体制の整備のための時間

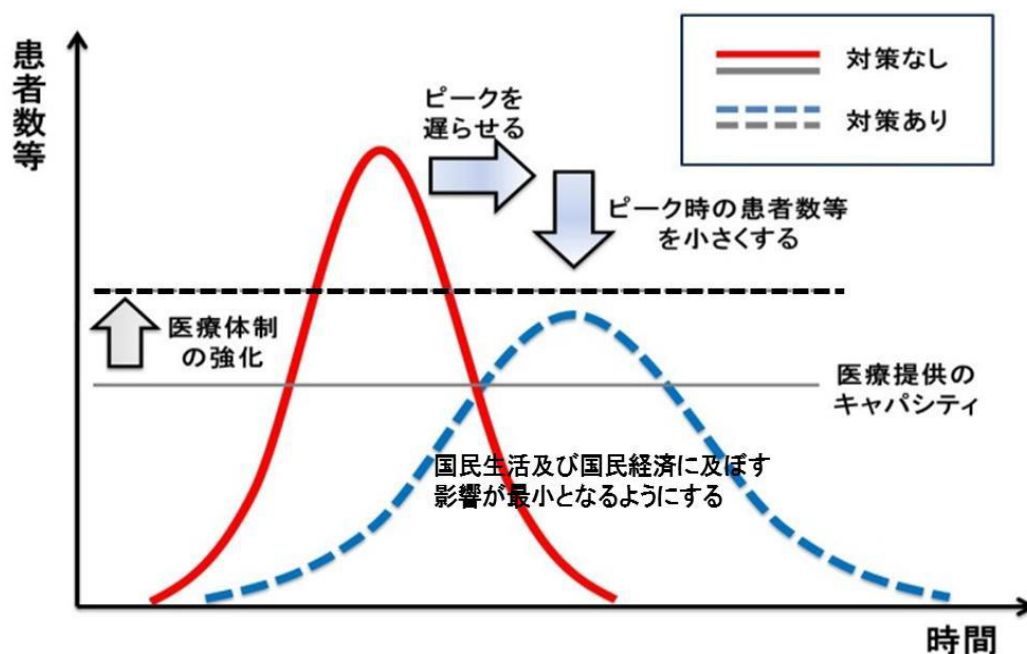
¹⁶ 特措法第1条

を確保するため、感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせる。
○流行のピーク時の患者¹⁷数等なるべく少なくして、必要な患者が適切な医療を受けられるように促す。

② 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 業務継続計画¹⁸の作成・実施等により、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（以下「ガイドライン」という）。

¹⁷ 新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者（感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。）を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者

¹⁸ 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画

（５）発生段階等の考え方

① 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市では、次のように、政府行動計画及び都行動計画と同様に、予防や準備期等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

② 各段階の概要

ア 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、市民に対する啓発、対応体制の定期的な点検や改善等及び新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

イ 初動期（Ａ）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針¹⁹が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

ウ 対応期（Ｂ、Ｃ-１、Ｃ-２、Ｄ）

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期（Ｂ）
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期（Ｃ-１）
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（Ｃ-２）
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（Ｄ）

＜発生段階及び各段階の概要＞

¹⁹ 特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	—	発生前の段階	国や都における水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、市民に対する啓発や自治体、企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、国や都において感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国や都から提供される情報をもとに、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、国や都における知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、国や都により確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、国や都から提供される科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

（６）対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は市行動計画に基づき、国及び都と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

① 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからウまでの取組により、平時の備えの充実を進め、迅速な初動体制を確立することを可能とする。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要とな

る準備を行う。

イ 初発の感染事例確認後の迅速な初動の体制整備

初動対応については、初発の感染事例を確認した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ 関係者や市民等への普及啓発と不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうための周知・広報を行うとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからウまでの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応する。

イ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

ウ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。この

ため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及させ、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。

③ 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、市民の権利及び自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする²⁰。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーション²¹の観点からも、市民に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する^{ひぼう}誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

④ 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊

²⁰ 特措法第5条

²¹ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置²²や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

⑤ 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部²³は、都及び他の市区町村の対策本部等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市は、必要がある場合は、都に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

⑥ 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

⑦ 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、これを公表する。

²² 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

²³ 特措法第34条

2. 対策の基本項目

(1) 主な対策項目

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画であり、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の6項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤医療・保健
- ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保

※政府行動計画に記載のある項目のうち、次の項目は、政府行動計画及び都行動計画において市以外の機関における役割が記載されていること、市での取組みが困難であることから、市行動計画には記載しない。

【情報収集・分析、サーベイランス、水際対策、治療薬・治療法、検査】（物資は市民生活及び市民経済の安定の確保に含めて記載）

3. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関、薬局、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び市民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

(1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関²⁴が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する²⁵。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める²⁶とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める²⁷。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議²⁸（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議²⁹（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議³⁰（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や

²⁴ 独立行政法人等および医療、医薬品または医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で国および都道府県知事が指定する機関（特措法第2条第6項、第7項）

²⁵ 特措法第3条第1項

²⁶ 特措法第3条第2項

²⁷ 特措法第3条第3項

²⁸ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催

²⁹ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」に基づき開催

³⁰ 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

（２）地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

（３）都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定³¹を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定³²を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関³³、東京都医師会等の関係団体等

³¹ 感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定

³² 感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定

³³ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

で構成される東京都感染症対策連携協議会³⁴等を通じ、予防計画³⁵や医療計画³⁶等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C A³⁷サイクルに基づき改善を図る。

(4) 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の市区町村と緊密な連携を図る。

(5) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識の習得に努めるとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実

³⁴ 感染症法第10条の2に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織

³⁵ 感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画

³⁶ 医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画

³⁷ Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ

施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める³⁸。

（６）その他の機関

○医療機関等

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具³⁹をはじめとした感染症対策物資等⁴⁰の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

○指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき⁴¹、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

○登録事業者⁴²

特措法第28条に規定する特定接種⁴³の対象となる医療の提供の業

³⁸ 特措法第4条第1項

³⁹ マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具

⁴⁰ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材

⁴¹ 特措法第3条第5項

⁴² 医療の提供の業務または生活および経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣の登録を受けた事業者

⁴³ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定

務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める⁴⁴。

○一般の事業者

事業者については、平常時には、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる⁴⁵ため、平時からの準備として、マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

⁴⁴ 特措法第4条第3項

⁴⁵ 特措法第4条第1項及び第2項

II. 各論

1. 実施体制⁴⁶

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、重要な危機管理問題として取組む必要がある。このため、市は都及び他の市区町村等と相互に連携を図り、一体となった取組みを行うことが求められる。

市においては、新型インフルエンザ等の発生段階に応じ庁内連携体制を確保しながら、市一体となった取組みを推進する。

(1) 準備期

① 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画、都行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

② 市行動計画の変更や体制整備・強化

ア 市は、市行動計画を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く⁴⁷。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

ウ 市は、都が主催する研修への参加などを通じて、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。

③ 関係機関の連携の強化

ア 市は、国、都、近隣市区町村と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

⁴⁶ 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号

⁴⁷ 特措法第8条第8項

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

(2) 初動期

① 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 国が政府対策本部を設置した場合⁴⁸や都が対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

イ 緊急事態宣言⁴⁹がなされていない場合であっても、市は特措法に基づかない要綱等による任意の対策本部を設置することは可能である。必要に応じて任意の対策本部（以下「市対策本部（任意）」という。）を設置し、国が示す基本的対処方針等に基づき、対応方針を決定し、迅速な対応を図る。

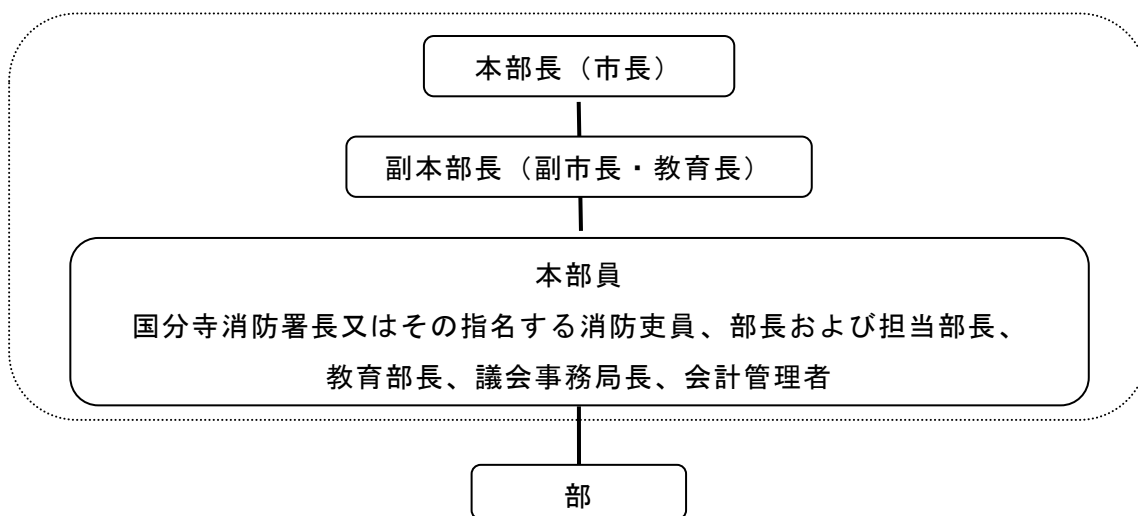
国分寺市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、国分寺市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき国分寺市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部（条例）」という。）を設置する。市対策本部（条例）の設置は、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた市の対応方針の策定、社会機能の維持に係る措置、予防接種の実施等、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。緊急事態宣言がなされていない場合についても、同様の目的で、要綱等に基づき市対策本部（任意）を設置することができる。

⁴⁸ 特措法第15条

⁴⁹ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

《 市 対 策 本 部 構 成 図 》



※本部員の職務権限は、国分寺市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年規則第31号）の第6条（職務権限）で「本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、平常の市の組織における職務権限の例により本部の事務を処理する。」と規定。

ウ 市は、必要に応じて、（１）準備期②を踏まえ、必要な人員、体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

② 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁵⁰を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

（３）対応期

① 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

①-１ 職員の派遣・応援への対応

⁵⁰ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策⁵¹の事務の代行⁵²を要請する。（

イ 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市区町村又は都に対して応援を求める⁵³。

①-2 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援⁵⁴を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

② 緊急事態措置の検討等について

②-1 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部（条例）を設置する⁵⁵。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁵⁶。

③ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

③-1 市町村対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部（条例）を廃止する⁵⁷。その際に、必要に応じて、市対策本部（任意）を設置する。

⁵¹ 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの

⁵² 特措法第26条の2第1項

⁵³ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

⁵⁴ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁵⁵ 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

⁵⁶ 特措法第36条第1項

⁵⁷ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション⁵⁸

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きい。発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民等に情報提供するとともに、コールセンター等の設置準備をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーション⁵⁹に基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

市は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、市民の不安が非常に大きくなる。新型インフルエンザ等の発生、流行状況は、発生国、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）等から発信されており、市はこれらの情報を収集する。さらに、市は、感染拡大防止策、医療供給、検査体制の整備・確保について発生段階の状況に対応した情報収集を行い、適切に市民に情報提供を行う。

また、迅速かつ遺漏なく情報収集するため、平常時より国・都との連絡体制を整理し、特に、重要な情報については、複数ルートで情報収集・確保を行えるよう庁内連携を密にする。

（１）準備期

① 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

①-1 平常時の普及啓発

市は、準備期から、情報収集・提供体制を整備し、国及び都が発信

⁵⁸ 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

⁵⁹ 医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション

する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報を継続的かつ適時に分かりやすい情報提供を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。保育施設や学校、職場等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は関係機関と連携して感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な感染対策について周知を図ることが重要であり、市民一人ひとりが感染対策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。このため、ホームページ、SNS等により、新型インフルエンザ等の感染対策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

また、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなどについて、市民及び事業者に理解を求める。また、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する。

①-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、必要な体制を整備する。また、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等が設置できるよう準備する。

(2) 初動期

① 情報提供・共有について

①-1 初動期の情報提供・共有

市は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、

発生状況や感染症対策に必要な情報提供をホームページ、SNS等への掲載により、迅速かつ積極的に行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、偏見や誤解を生まない適切な情報発信を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

①-2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国から提供されたQ & Aをホームページなどへ掲載するとともに、コールセンター等を速やかに設置する。一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

(3) 対応期

① 情報提供・共有について

①-1 対応期の情報提供・共有

市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、偏見や誤解を生まない適切な情報発信を心掛ける。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて、感染対策の徹底などを呼び掛ける。

引き続き市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適

切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、具体的な感染対策、患者となった場合の受診方法等の対応、濃厚接触者⁶⁰となった場合の外出自粛要請等の対応等について情報提供を行う。

② 基本的方針

②-1 双方向のコミュニケーションの実施

感染症対策を円滑に進めていく上で、市民等の理解や協力を得ることが重要であることから、市は、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

市は、国から提供されたQ & Aをホームページへ掲載するとともに、コールセンター等を継続して運営する。

③ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の対応

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

3. まん延防止⁶¹

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。

⁶⁰ 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者

⁶¹ 特措法第8条第2項第2号ロ

また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが行うが、感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

具体的には、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、職場での感染対策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせ、発生段階毎に実施する。

(1) 準備期

① 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等⁶²に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

② 市の公共施設におけるまん延防止対策の準備

市は、市民が利用する公共施設の感染拡大時の利用定員の制限や利用に必要な感染症対策を盛り込んだ運営方針の作成方法等について、平時から検討を行う。

(2) 初動期

① 市内でのまん延防止対策の準備

ア 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

イ 市は、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

⁶² 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口

(3) 対応期

① 市内でのまん延防止対策の実施

ア 市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

市職員・事業者等に対しても、同様の感染症対策・取組実施を指示・要請する。

イ 市庁舎内の感染症対策としては、庁舎出入口への手指消毒液やサーマルカメラの設置、各窓口等への飛沫防止スクリーン等の設置、定期的な換気及び消毒作業を行う。また、来庁者に対して、マスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知を行う。発熱その他の症状のある方や正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない方の入場を禁止する。

ウ 市民等が利用する公共施設については、緊急事態措置としての都の要請等に基づき、施設の使用制限（人数制限等）や休業・休館を行う。緊急事態宣言解除後等の施設利用再開については、市独自に公共施設利用フローを作成し利用要件等の整理を行い、段階的に実施する。また、施設ごとに利用定員の制限や利用に必要な感染症対策を盛り込んだ運営方針を定める。感染症対策としては、市庁舎と同様に建物出入口への手指消毒液やサーマルカメラ（または非接触体温計）の設置、各窓口等への飛沫防止スクリーン等の設置、定期的な換気及び消毒作業を行う。また、来館者に対して、マスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知を行う。発熱その他の症状のある方や正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない方の入場を禁止する。

上記に係る情報は、随時公表し市民等に周知を行うとともに、施設利用者と協力し、感染症対策を徹底した運営を行う。

エ 市のイベント・行事については、感染状況、規模や参加者の特性、感染症対策の可能の有無等を判断材料として、延期・中止の決定を行う。決定内容については、市のホームページ等を更新し、随時市民等への周知を行う。

オ 都及び保健所設置区市は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受⁶³性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学⁶⁴調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等に有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。市は、これに協力し市民等への周知を行う。

カ 都は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。また、まん延防止等重点措置として、重点区域⁶⁵において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行う。市は、これに協力し市民等への周知を行う。

キ 都は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。また、緊急事態措置として、多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。市は、これに協力し市民等への周知を行う。

ク 市立小中学校の対応について、市は、新型インフルエンザ等の発生時には、学校医や保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。

新型インフルエンザ等の疑い又はり患していると診断された児

⁶³ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

⁶⁴ 健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問

⁶⁵ 特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域

童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、換気、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

患者⁶⁶等の集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察⁶⁷、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講ずる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。市内保育所等及び学童保育所は、感染症対策を実施しながら保育を継続するが、感染状況に応じて可能な場合の家庭保育の協力を依頼するなど適切な対応を行う。

ケ 市は、高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等の施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。

コ 市は、業務継続計画に基づく対応を行う。また、必要に応じて、業務継続計画の見直し・修正を行う。

② 対策・体制の縮小

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

4. ワクチン⁶⁸

特措法には、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するための特定接種と新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への

⁶⁶ 患者及び感染したおそれのある者

⁶⁷ 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

⁶⁸ 特措法第8条第2項第2号ロ

影響を最小限にするための住民接種⁶⁹の２種類がある。

これらの予防接種は、ワクチンを接種することにより、個人の発症や重症化を防ぐことであり、接種を通じて受診者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることで、医療体制が対応可能な範囲に収めることにつながる。

（１）準備期

① ワクチンの接種に必要な資材

市は、ガイドライン等を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

② ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者を把握するほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要があることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

都と市は、国が管理する特定接種の対象となる登録事業者データベースへの登録について、事業者に対し登録作業に係る周知を行う。国は、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。

③ 接種体制の構築

③-１ 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備を平時から行う。

③-２ 特定接種

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の

⁶⁹ 特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

構築を図ることが求められる。

市は、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

③-3 住民接種

平時から以下アからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁷⁰。

a 市は、住民接種については、厚生労働省及び都の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた準備を平時から行う。

i 接種対象者数

ii 市の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保（医療機関、臨時の接種会場等）及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、都及び市区町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する市民への周知方法の策定

b 市は、医療従事者や高齢者施設・障害者施設の従事者、高齢者・障害者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者施設・障害者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市と都が連携し、接種体制を検討する。

⁷⁰ 予防接種法第6条第3項

表 1 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		人数	備考
総人口	総人口	A	130,118	令和7年10月1日時点
基礎疾患のある者	総人口の7%	B	9,108	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	917	令和6年度交付冊数
幼児	人口 (1-6歳未満)	D	5,841	
乳児	人口 (1歳未満)	E1	849	
乳児保護者※	人口 (1歳未満) × 2	E2	1,698	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口 (6歳-18歳未満)	F	13,603	
高齢者	人口 (65歳以上)	G	28,984	
成人	人口から上記の人数を除いた人数	I	69,118	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = I$

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、準備をする。
- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計する。

イ 市は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

ウ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

④ 情報提供・共有

④-1 市民への対応

平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

④-2 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携と都の支援の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

⑤ DXの推進

ア 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

イ 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

ウ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情

報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように環境整備に取り組む。

(2) 初動期

① 接種体制の構築と資材の確保

①-1 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

①-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、4. ワクチン(1) 準備期①において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

② 特定接種と住民接種の体制

②-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、都及び市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

②-2 住民接種

ア 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約システム・ワクチンコールセンター等による予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

イ 接種の準備に当たっては、健康課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署と連携した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

ウ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、

人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、都、市高齢・障害福祉部局と衛生部局が連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

エ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。

オ 市は、接種が円滑に行われるよう、医師会等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、併せて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公的な施設等に臨時の接種会場を設置するなど、医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

カ 市は、高齢者施設・障害者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を構築する。

キ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

ク 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。

ケ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができ

るための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都、都医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

コ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

サ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

（３）対応期

① ワクチンや必要な資材の供給

ア 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

イ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

ウ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等も併せて行う。

エ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、都を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

② 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

市は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

②-1 特定接種

②-1-1 市職員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

②-2 住民接種

②-2-1 住民接種の接種順位の決定

住民接種における接種順位は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、国が決定する。

②-2-2 予防接種体制の構築

ア 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

イ 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

ウ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

エ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

オ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設・障害者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種の実施も検討する。

カ 市は、高齢者施設・障害者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を確保する。

②-2-3 接種に関する情報提供・共有

ア 市は、予約システム・ワクチンコールセンター等の予約受付体制を構築し、接種を開始する。市は、国に対し、接種状況に関する報告を行う。

イ 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフ

オン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

ウ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、市報への掲載等の周知を実施する。

②-2-4 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

②-2-5 接種記録の管理

国、都及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

③ 健康被害救済

ア 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。

イ 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。

ウ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

④ 情報提供・共有

ア 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

イ 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。

ウ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

④-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

④-2 住民接種に係る対応

ア 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

イ 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

ウ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。

- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要

である。

- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- c 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

5. 医療・保健

新型インフルエンザ等への対策において、医療・保健は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会経済活動への影響を最小限におさえるためにも最も重要な対策となってくる。

しかし、医療資源（医療従事者、病床等）や保健活動には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療・保健の提供体制の準備をしておくことが重要である。

（１）準備期

① 都との連携

新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から都との連携を行う。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

（２）初動期

① 医療に関する情報提供の実施

ア 都は、発生国・地域からの帰国者等⁷¹や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関等を案内する相談センターの整備を速やかに行う。市は、不安な方や受診先の案内が必要な方、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、市民等に周知を行う。

イ 市は、都と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等

⁷¹ 帰国者及び入国者

について市民等に周知する。

(3) 対応期

① 主な対応業務の実施

①-1 医療に関する情報提供の実施

ア 市は、都と協力し、地域の医療提供体制に関する情報や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等、医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

イ 市は、時期に応じた医療提供体制について情報収集を行い、必要に応じて医療機関等の受診方法等について、市民等に対して周知する。

①-2 健康観察及び生活支援

ア 市は、都が実施する健康観察に協力する。

イ 市は、都が実施する食事の提供等の新型インフルエンザ等の患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター⁷²等の物品の支給に協力する。

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保⁷³

新型インフルエンザ等は、市民生活及び市民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、市の役割としては、新型インフルエンザ等の発生時に、この影響を最小限にするため、事前準備と関係機関との連携が重要である。

また、市民に対して、家庭内の感染対策、食料品、生活必需品等の備蓄等の準備を呼びかけていく。

(1) 準備期

① 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

⁷² 皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器

⁷³ 特措法第8条第2項第2号ハ

② 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

③ 物資及び資材の備蓄⁷⁴

ア 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認するほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁷⁵。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁷⁶。

イ 都及び市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。

ウ 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

④ 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

⑤ 火葬体制の構築

⁷⁴ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁷⁵ 特措法第10条

⁷⁶ 特措法第11条

市は、都の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう火葬場の経営者・管理者に要請するものとする。

(2) 初動期

① 市民生活への配慮

ア 市は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染防止対策を段階的に実施・準備する。

イ 市は、市の施設での感染防止対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び市が実施するイベントでの感染防止対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討を行う。

ウ 市は、行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、都を通じて国に対し情報の提供を求め、必要な対応を準備する。

エ 市は、都からの依頼を受け、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を進める。

② 遺体の火葬・安置

市は、都を通じての国からの要請を受けて、域内における火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(3) 対応期

① 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

ア 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル⁷⁷予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

⁷⁷ 身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

イ 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

具体的には、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたす恐れがある高齢者、障害者等の要配慮者を把握し、関係機関や団体等の情報を最大限活用し、医療機関や福祉サービス事業所による確実な支援につなげる。

また、必要な生活支援は、福祉サービス事業所の訪問介護等からの提供を基本としつつ、小売店や運送業者等の民間事業者への協力要請等、総合的な調整を行う。

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁷⁸やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

- a 都及び市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- b 都及び市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- c 都及び市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、都及び市の行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- d 都及び市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資

⁷⁸ 特措法第 45 条第 2 項

若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁷⁹。

オ 埋葬・火葬の特例等

- a 市は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、死亡者数の増加により必要な遺体の火葬が滞るおそれがあると見込まれる場合には、都と連携して、火葬場の経営者・管理者に対し可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- b 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- c 市は、都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- d 併せて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- e 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- f 新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、市が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるよう体制を整備する。申請に時間がかかり公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき、厚生労働大臣が「死亡診断書」により迅速に埋火葬する特例措置を設けるなどで対応する。新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間

⁷⁹ 特措法第 59 条

においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

カ ごみの排出抑制

市による平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数やごみ処理の状況を把握し、必要に応じて都と協力し市民及び事業者に対し、ごみの排出抑制への協力を要請する。

キ 行政手続上の申請期限の延長

市は、国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。また、市においても申請期限等において必要に応じて同様の措置を実施する。

② 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

イ 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握する。

ウ サービス水準に係る市民への周知

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。